

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年8月7日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人任意売却支援センター

(2) 代表者の氏名

佐川 朋行

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区壬生東大竹町33番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に住宅ローンや多重債務などの債権債務問題や生活問題を抱える消費者並びにその予備軍に対して、相談・支援・情報の提供に関する事業、講演会・セミナー等の企画・開催に関する事業を行い、もって消費者の保護を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年7月24日

（文化市民局地域自治推進室）